

時間単位の年次有給休暇付与について

今回の労働基準法改正内容は、大きく分けて時間外労働に関する事項と年次有給休暇に関する事項の2点で、前者には中小企業への3年の適用猶予措置が定められていますが後者にはそれがなく、施行日である平成22年4月1日から、全企業待ったなしの適用になります。

実施にあたっては、必須条件として各事業場で労使協定を締結しなければなりません。この協定により1年に5日を限度として時間単位での取得・付与が可能になります。

1. 労使協定に定めなければならない事項

取得対象労働者の範囲

事業の正常な運営との関係で、使用者には時季変更権があります。部署の業務内容によっては、時間単位という方法がなじまないこともありますから、適用の可否について対象労働者の範囲を定めることが必要になります。ただし、利用目的によって対象労働者の範囲を決めることはできません。

時間単位年休の日数

本来、日単位で取得するか時間単位で取得するかは労働者の自由であり、強制はできません。改正法での措置は一年間の年次有給休暇日数のうち5日以内とされており、この範囲内で定めることになります。

時間単位年休一日の時間数

所定労働時間に1時間未満の端数がある労働者(例えばパートタイム労働者)については、不利益にならないよう、時間単位に切り上げる措置が求められます。また、日ごとに労働時間が異なる労働者についても不利にならないような時間数を定める必要があります。労働者の所定労働時間ごとにグループ化して定めることは差し支えありません。

一時間以外の時間を単位とする場合

一時間単位というのは使い勝手が良いようでも、事務処理や管理が煩雑であるとか、二時間単位の方が実情に合っている、というような場合は、必ずしも一時間単位に拘泥せず、それ以外の単位をとることもできます。

労使協定例

協定書

株式会社 〇〇 は、就業規則第 〇〇 条に定める年次有給休暇の時間単位での付与（以下『時間単位年休』という）につき、従業員との間に下記の通り労使協定（以下『本協定』という）を締結する。

（時間単位年休の付与）

第 1 条 会社は、第 2 条に定める従業員に対し、本協定の定めるところにより、時間単位年休を付与する。

（適用対象従業員）

第 2 条 時間単位年休付与の対象労働者は、以下にあげる者以外の従業員とする。

（1）製造第 〇 部の生産ライン従事者

（2）製造第 〇 部の技能職対象者

（3）裁量労働対象者

（時間単位年休の日数）

第 3 条 時間単位年休付与の対象となる年次有給休暇の日数は、1 年につき 5 日を限度とする。

（時間単位付与の対象となる年次有給休暇 1 日の時間数）

第 4 条 時間単位年休付与対象となる年次有給休暇 1 日の時間数は、次の通りとする。

（1）所定労働時間が 7 時間を越え、8 時間以下の従業員は、8 時間とする。

（2）所定労働時間が 6 時間を越え、7 時間以下の従業員は、7 時間とする。

（時間単位年休の付与単位）

第 5 条 時間単位年休は、1 時間を単位として付与する。

（時間単位年休付与手続き）

第 6 条 従業員が時間単位年休を取得しようとする時には、原則として 〇 日前までに申請書に所定事項を記入の上、承認申請するものとする。

2. 申請のあった時間単位年休が、事業の正常な運営を妨げる場合は、会社はその時季を変更することがある。

（時間単位年休に対して支払われる賃金）

第 7 条 本協定の時間単位年休に対して支払われる賃金は、「通常の賃金」により計算する。

（有効期間）

第 8 条 本協定の有効期間は、平成 〇 年 〇 月 〇 日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 1 ヶ月前までに、本協定当事者のどちらからも反対の意思表示がないときは、有効期間を 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

株式会社 〇〇 代表取締役
従業員代表

2. その他の留意事項

時季変更権との関係

事業の正常な運営を妨げるか否かは、労働者からの具体的な請求に基づいて、個別・客観的に判断すべきであり、あらかじめ労使協定で時間単位年休を取ることができない時間帯を定めておくことや、所定労働時間帯の中途に時間単位年休取得の制限をすること、一日の中で取得できる時間単位年休の時間数を制限することなどは認められません。

計画年休付与との関係

計画的付与として、時間単位年休を取得させることは認められません。

時間単位年休に対して支払われる賃金

年次有給休暇はもともと「賃金を失わせることなく労働義務を免除する」のですから、時間単位年休の取得にあたっても考え方は同様です。

以上の通り時間単位の年休についても、就業規則への記載が必須事項となり、実施にあたっては労使協定締結が条件になります。以下に就業規則例を掲げます。

(年次有給休暇の時間単位での付与)

第 条 前条の年次有給休暇のうち1年について5日を限度として、次により時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」という)を付与する。

- (1) 時間単位年休付与の対象者の範囲は、嘱託、短時間勤務者を含むすべての従業員とする。ただし、職務内容・態様等が本制度になじまないものとして労使が合意した特定部門の特定の従業員は対象外とすることができる。
- (2) 時間単位年休における一日の時間数は次のとおりとする。
 - 所定労働時間が7時間を越え、8時間以下の従業員は、8時間とする。
 - 所定労働時間が6時間を越え、7時間以下の従業員は、7時間とする。
- (3) 取得できる時間単位年休の単位時間は1時間とする。
- (4) 時間単位年休を取得しようとする者は、原則として 日前までに申請書に所定事項を記入の上、承認申請するものとする。
- (5) 届出のあった時間単位年休が、事業の正常な運営を妨げる場合はその時期を変更することがある。
- (6) 本条の時間単位年休に対して支払われる賃金は、「通常の賃金」とする。